地方独立行政法人制度の改革に関する研究会(第1回) 議 事 次 第

平成27年4月30日(木) 13:00~15:00 総務省 601会議室

(議事次第)

- 1. 開会
- 2. 佐々木自治行政局長挨拶
- 3. 研究会開催要綱、研究会において議論する論点及び今後のスケジュールについて
- 4. 地方独立行政法人制度の概要及び国の独立行政法人制度改正の概要 について
- 5. 閉会

(配付資料)

資料 1	「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」開催要綱
資料 2	研究会において議論する主な論点(案)
資料2参考	「研究会において議論する主な論点(案)」の参考資料
資料3	研究会のスケジュールについて(案)
資料 4	地方独立行政法人制度の概要
資料 5	国の独立行政法人制度改正概要及び国と地方の制度比較
資料5別紙	目標・評価の手続

「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」 開催要綱

第1目的

国においては「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 66 号)、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成 26 年法律第 67 号)が公布され、法人の政策実施機能や業務の質と効率を向上させるための抜本的な見直しが行われた。

また、地方自治体からも制度改正を求める要望が出ていることや、人口減少問題に的確に対応する地方行政体制のあり方を検討する必要性が生じている。

以上のような現況を踏まえ、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題について検討することを目的とする。

第2 名称

本研究会は、「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」(以下、「研究会」という。) と称する。

第3 構成

- (1) 研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。
- (2) 研究会に、座長1人、座長代理1人を置く。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長代理がその職務を行う。

第4 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、構成員等による実地調査を実施することができる。

第5 その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局行政経営支援室が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

地方独立行政法人制度の改革に関する研究会 名簿

(構成員)

座 長 辻 琢也 (一橋大学副学長)

(一橋大学大学院法学研究科教授)

座長代理 斎藤 誠 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

大橋 真由美 (成城大学法学部法律学科教授)

奥谷 恭子 (有限責任監査法人トーマッパートナー 公認会計士)

北島 周作 (東北大学大学院法学研究科准教授)

木村 泰則 (山口県環境生活部県民生活課長)

西村 美香 (成蹊大学法学部政治学科教授)

星野 邦彦 (東京都板橋区区民文化部戸籍住民課長)

山崎 茂樹 (地方独立行政法人神戸市民病院機構法人本部経営企画室財務グループ マネジャー)

山下 浩二 (愛知県高浜市市民総合窓口センター市民生活グループリーダー)

(以上敬称略、50音順)

(幹 事)

自治行政局長

大臣官房審議官(地方行政・個人番号制度、地方公務員制度、選挙担当)

行政課長

住民制度課長

外国人住民基本台帳室長

市町村課長

行政経営支援室長

公務員部公務員課長

自治財政局公営企業課長

自治財政局準公営企業室長

自治財政局財務調査課長

(事務局)

総務省自治行政局行政経営支援室 総務省自治財政局公営企業課

総務省自治財政局準公営企業室

総務省自治財政局財務調査課

研究会において議論する主な論点(案)

1. 国の独立行政法人制度改正を踏まえた対応

〇「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成26年法律第66号)等が公布され、法人の政策実施機能 や業務の質と効率を向上させるための抜本的な見直しが行われたことを踏まえ、この見直し事項に関し、地方 独立行政法人制度に反映させるべきものについて検討を行う。

(参考)国の独立行政法人制度の見直し事項の例

- 業務の特性を踏まえた独立行政法人の分類
- PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
- 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

2. 地方自治体からの要望について

- 地方独立行政法人制度に係る地方自治体からの要望について検討を行う。
 - 地方独立行政法人による出資、長期借入、余裕金の運用
 - 公立大学法人による附属学校の設置
- 3. 人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人のあり方

「研究会において議論する主な論点(案)」 の参考資料

1. 独立行政法人通則法の一部を改正する法律

2. 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

独立行政法人が、制度導入の本来の趣旨に則り、国民に対する説明責任を果たしつつ、政策実施機能を最大限発揮できるよう、法人運営の基本となる共通制度について見直しを行うもの。

※「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき立案。

法律の概要

1. 独法通則法一部改正法

(1)業務の特性を踏まえた法人の分類 [第2条]

- 全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うため、
 - 三つの分類(中期目標管理型、単年度管理型(行政事務に密接関連)、研究開発型(注))を設ける。

注:研究開発型の法人のうち、世界トップレベルの成果が期待される法人については、別の法律により特別な措置を講ずる

<u>(2)PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築</u>【第28条の2、第29条、第32条、第35条等】

- 主務大臣の下での政策のPDCA(注)サイクルを強化し、目標・評価の一貫性・実効性を向上させる。
 - 注:PDCA:P(Plan:目標、計画)→D(Do:実施)→C(Check:評価)→A(Action:改善)
 - ・政策責任者である主務大臣が、毎年度、業績評価を実施。 第三者機関は、主務大臣による業績評価結果等を点検
 - ・主務大臣は目標を具体的に設定(総務大臣が指針を策定)

(3)法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入【第19条、第25条の2、第32条、第50条の4等】

- 法人の内外から業務運営を改善し得るよう、法人内部のガバナンスを強化するほか、主務大臣による是正 善措置を整備する。
 - ・監事の機能強化(監事の調査権限を明記等)、役員の損害賠償責任、役職員の再就職あっせん規制等の導入
 - ・主務大臣に法人への是正・改善命令権を付与

2. 整備法

独法通則法一部改正法の施行に伴う関係法律(229法律)の規定を整備

施行期日

平成27年4月1日

国及び地方公共団体の外部資源の活用に関する主な制度の沿革について①

導入年	制度概要	対象業務
平成11年9月	PFI制度の導入 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う。	 ○ PFI法第2条に規定 (以下の公共施設等の整備等) ・ 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、 工業用水道等の公共施設 ・ 庁舎、宿舎等の公用施設 ・ 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療 施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街 等の公益的施設 ・ 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設 ・ 船舶、航空機等の輸送施設、人工衛星等
平成13年1月	独立行政法人制度の導入 研究機関、美術館、病院など、現在国が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を持つ法人(=独立行政法人)を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より良い行政サービスの提供を目指す。	 ○ 各法人の業務を規定する個別法に規定 (例) ・ 試験研究(各種研究所) ・ 文教研修・医療厚生(美術館、各種大学校、病院等) ・ 検査検定(各種検査所等) ・ 作業施設(統計センター等)
平成16年4月	指定管理者制度の導入 地方公共団体の公の施設の管理に関する 権限を指定管理者に委任して行わせる。	〇 地方自治法第244条の2に規定 (地方公共団体の公の施設の管理) 2

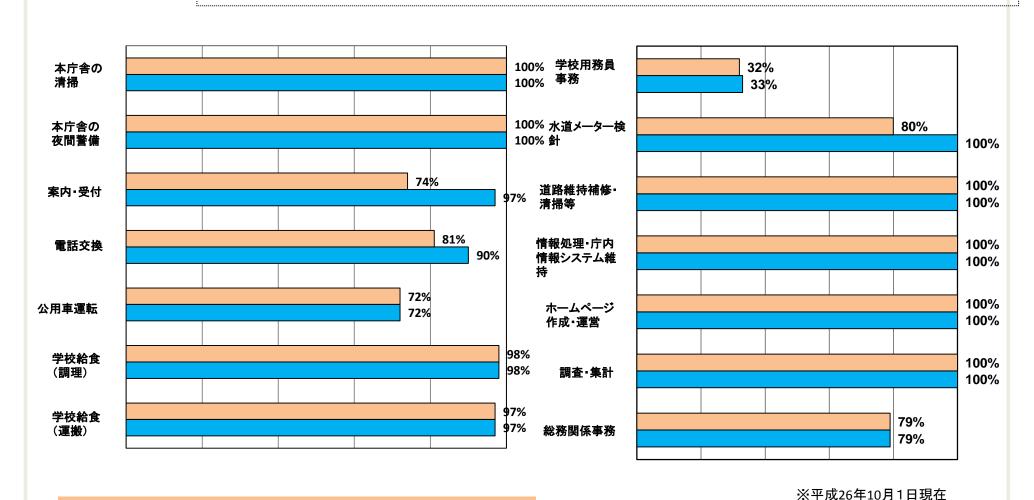
国及び地方公共団体の外部資源の活用に関する主な制度の沿革について②

導入年	制度概要	対象業務
平成16年4月	地方独立行政法人制度の導入 試験研究機関、公立大学等、地方公共団体が 直接行っている事務・事業のうち一定のものにつ いて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人 (=地方独立行政法人)を設立し、この法人に当 該事務・事業を担わせることにより、より効果的・ 効率的な行政サービスの提供を目指す。国の独 立行政法人制度の導入を受けて導入。	 ○ 地方独立行政法人法第21条に規定 ・ 試験研究 ・ 大学の設置・管理 ・ 公営企業相当事業 ・ 社会福祉事業 等 ※ 以後、地方公共団体からの要望や国の独立行政法人制度の改正(不要財産納付)を受けて制度を改正。
平成18年7月	市場化テスト(官民競争入札制度)の導入 公共サービスについて、「官」と「民」が対等な 立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も 優れた者がそのサービスの提供を担う。	 ○ 公共サービス改革法第2条に規定 ・国の行政機関等によるサービス提供等のうち、次に掲げるもの(施設の設置・運営・管理、研修、相談、調査・研究等) ・特定公共サービス(国の行政機関・地方公共団体によるサービス提供等であって、法律の特例が適用されるもの。具体的には、ハローワーク関連業務、社会保険庁関連業務、地方公共団体の窓口業務等)
平成24年11月	公共施設等運営権制度の導入 PFI制度のひとつとして、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式を新設。	O PFI法第2条に規定 PFI事業のうち、事業者が、運営権の設定を受けて、 管理者等が所有権を有する公共施設等の運営等を行 い、利用料金を自らの収入として収受するもの (※重点事業:水道、下水道、空港、道路)

民間委託(事務事業)の実施状況(委託実施団体の比率)

都道府県

都道府県における委託実施状況は以下のとおり(下段については、業務量が少ないため、専任職員を配置せず、非常勤職員等で対応している団体を除いた比率を参考までに示したもの)。



※委託実施団体の比率=委託実施団体数:事業実施団体数×100

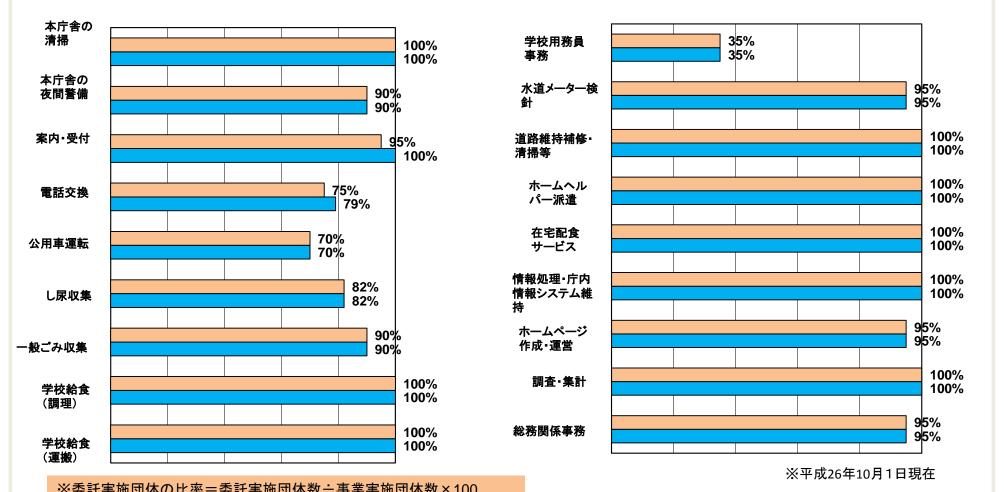
「地方公共団体における行政改革の取 組状況(平成27年3月31日公表)」より

※委託実施団体の比率=委託実施団体数:事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100

民間委託(事務事業)の実施状況(委託実施団体の比率)

政令指定都市

政令指定都市における委託実施状況は以下のとおり(下段については、業務量が少ないため、 専任職員を配置せず、非常勤職員等で対応している団体を除いた比率を参考までに示したもの)。



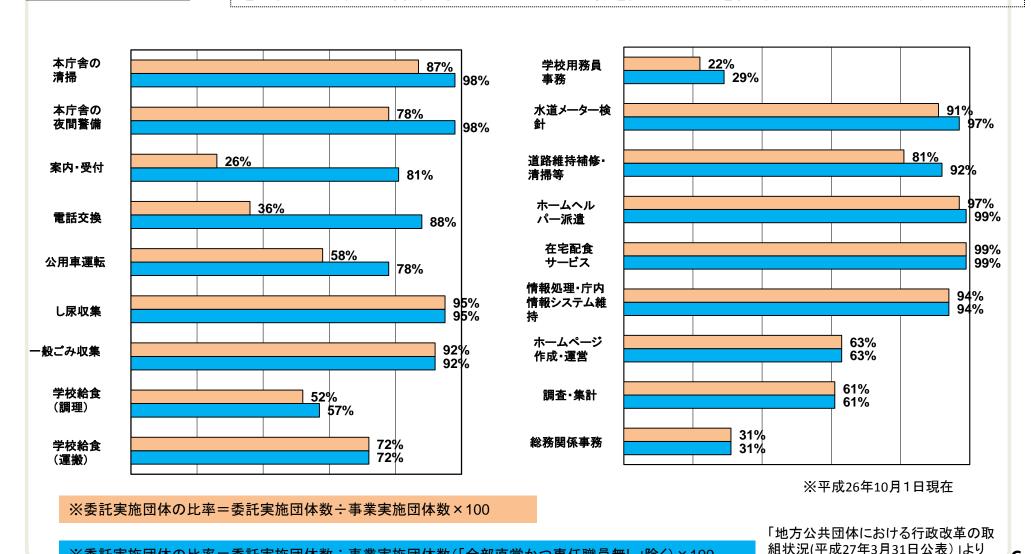
※委託実施団体の比率=委託実施団体数:事業実施団体数×100

「地方公共団体における行政改革の取 組状況(平成27年3月31日公表) より

民間委託(事務事業)の実施状況(委託実施団体の比率)

市区町村

市区町村における委託実施状況は以下のとおり(下段については、業務量が少ないため、専任職員 を配置せず、非常勤職員等で対応している団体を除いた比率を参考までに示したもの)。



※委託実施団体の比率=委託実施団体数:事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100

★総務事務センターの設置

- 会計・給与・旅費・福利厚生などの内部管理事務を総務事務センターに集中化させ、経費削減や人材 配置の効率化を図るとともに、認定の精度が一定化。
- 庶務事務システムの導入により、誤記入等のミスは事前チェックで防止でき、外部委託を併せて行うことでさらなる効率化効果が見込まれる。

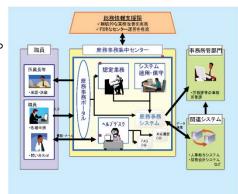
〈横浜市の取組〉

【取組】

- ・ 平成15年3月電子市役所推進計画に総務事務の集中化・アウトソーシングを位置づけ、検討を開始。
- ・ 平成20年4月庶務事務集中センター稼働開始。
- 各職員が発生源入力し、勤務関係はシステムで自動集計、 給与手当関係はセンターで集中的に認定。
- ITを活用し業務の集中化、セルフサービス化、外部委託化。
- ライフイベントごとに関連手続を一覧表示。
- 対象職員約20,000人。

【効果】

- 各課の庶務担当者等が担当 していた中間経由業務を廃止。
- 各種手当等の認定の精度が 一定化。
- 各種申請・申告をシステムで 行うことにより、未記入箇所の チェックや縦計の単純ミスな どを事前防止。
- 約198,000時間に相当する事 務量を軽減(H25)。



〈宮崎市の取組〉

【取組】

- ・ 平成20年に「給与事務センター」を設置。
- 人事課給与厚生係で実施していた業務(a~e)の外 部委託及びこれまで各課で行っていた臨時職員に関 する業務(f)を集約し、外部委託。
 - a.各月の給与・賞与計算、年末調整
 - b.諸届の申請受付·審査·認定
 - c.システム処理依頼・処理結果の確認
 - d.福利厚生業務(保険証·貸付·財形貯蓄等)
 - e.各課への配布業務(保険証・支給明細書)
 - f.臨時職員、嘱託員の給与·福利厚生業務

【効果】

- ・ 人事課において、正職員3名、嘱託員1名の削減。
 - ⇒人件費削減効果額 2,430万円
- ・ 各課において、臨時職員に関する業務を委託したため正職員11名分の人件費を削減。
 - ⇒人件費削減効果額 8,250万円
 - ⇒委託料約5,300万円を差し引くと 財政効果額約5,380万円(平成25年度)

★アウトソーシングの推進

- 〇 地方自治体においては、これまでも様々な業務の民間委託が進められており、民間事業者の提案を受 けて委託を実施する取組も見られる。
- 経費削減が図られるとともに、民間事業者の工夫により、受付時間延長等、住民サービス向上が実現。

〈計画的なアウトソーシング/浜松市〉

【取組】

- ・ 政策評価を実施し、廃止、民営化、民間委託とした事業 について計画的に実行していく仕組みを構築した。
- ・ 即実行可能なものは次年度予算に反映、計画的に実行 すべきものは実施時期を定めた行政経営計画を作成し、 進行管理を行うことで、積極的に民間委託等を推進。
- アウトソーシングを実施した業務のモニタリングを義務づけ、適正に業務が実施されているかチェックし、削減効果が長期に継続する仕組みと検証体制を構築した。

【効果】

- H22~H25の間で経費削減額22.5億円。
- モニタリングにより、サービスの質の維持が図られる。

(主な民間開放業務と経費削減額)

学校給食(21調理場)・・・・・・・・・・・・・・・・・1,109,465千円

学校用務員業務(29校、37名削減)・・・580,326千円

ごみ収集(2事業所)・・・・・・・230,485千円

公園の管理運営(2施設)・・・・・・・・66,934千円

図書館の管理運営(8館)・・・・・・・94,484千円

市営住宅の管理運営(1,420戸)・・・・・42,400千円

指定管理

〈北海道市場化テスト(提案型の民間委託)/北海道〉

【取組】

- ・ 公共サービスの質の維持向上と行政運営の効率化を図るとともに、地域経済の活性化につなげていくため、民間提案に基づいて道の業務を見直し、業務の民間開放を推進。
- ・ 提案に基づき13業務を民間開放(H19~H25実績)。【効果】
- 民間事業者が実施可能と考えられる業務等の提案を受け付けることにより、幅広い業務の民間委託が可能に。
- H19~H25の間で 経費削減額約49億円、削減人員数276人。
- ・ 民間事業者の創意工夫により、サービスの向上が実現。 (例)旅券業務の受付時間の延長

(主な民間開放業務と経費削減額)

道路等パトロール・・・・・・・・・・・3,962,235千円 農業試験場における農業技能労務・・・332,015千円 法人二税申告書封入等・・・・・・・・181,887千円 河川パトロール・・・・・・・・・172,042千円 旅券業務・・・・・・・・・・・・・・・・・81,995千円 ○ 窓口業務の委託を行うことにより、経費削減が可能になるとともに、職員の企画部門等への重点的な 配置が可能となる。また、委託事業者による窓口人員配置の効率化、労務管理の効率化が図られ、待 ち時間の短縮等、住民サービス向上が実現。

〈窓口業務等の民間委託/上天草市〉

【取組】

- ・ 臨時職員の増加に伴い、労務管理が複雑化したこと等を 受け、民間委託推進委員会・ワンストップ窓口検討部会を 平成24年6月に設置し、窓口業務の民間委託を検討。
- ・ 平成25年4月から市役所及び支所の4か所で行っている 窓口業務(一部)の民間委託を開始。
- ・ 住民票の写し、各種証明書等の交付請求に係る受付 及び引渡しや国民健康保険、児童手当等の届出受付など の63業務を民間委託。
- ・ 住民票の写し等の窓口5業務の交付請求に係る受付 及び引渡しについては、市が指定する郵便局(11局)に おいても取扱いを可能とした。

【効果】

- コスト削減効果(H25):年間約7,700万円(H24比)
- H25窓口業務職員削減数(臨時嘱託職員含む): △19人(H24比)
- ・ 正職員の配置転換(企画部門等への重点的な配置)
- 労務管理の効率化
- 窓口のワンストップ化。

〈保険窓口業務の委託/池田市〉

【取組】

- ・ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の受付、 システム入力、交付に係る窓口業務を平成26年6月から委 託した。
- 窓口レイアウトを変更し、3保険窓口を隣接するよう配置し、一体的に民間事業者へ委託。
- 納付相談等、対応に時間のかかる業務を職員が対応し、 委託業務と住み分け。

【効果】

- 来庁者の待ち時間の短縮
 - ⇒一体的な民間委託により、窓口人員を柔軟に配置 相談窓口を分け、短時間で済む用件の来庁者に スムーズに対応
- フロアマネージャーの配置により、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険にまたがって複数の用件がある市民に対する適切な案内を可能にするなど市民サービスが向上した。
- 委託により、正職員4名、再任用職員1名、非常勤職員1名、アルバイト職員8名の計14名の職員を削減。また、職員の時間外勤務を削減。
 - ⇒財政効果は年間438万円見込。

研究会のスケジュールについて(案)

第1回 平成27年4月30日

- 開催要綱
- 研究会の主な論点、スケジュール
- 地方独立行政法人の制度概要
- 国の独立行政法人制度改正を踏まえた対応①

第2回 平成27年5月28日

• 国の独立行政法人制度改正を踏まえた対応②

第3回 平成27年6月25日

- 国の独立行政法人制度改正を踏まえた対応③
- 地方自治体からの要望について①

第4回 平成27年7月頃

・ 地方自治体からの要望について②

第5回 平成27年8月頃

・ 人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人 のあり方①

第6回 平成27年9月頃

人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人のあり方②

第7回 平成27年10 月頃

- 人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人 のあり方③
- 取りまとめに向けた議論

第8回 平成27年11月上旬頃

• 取りまとめ

地方独立行政法人制度の概要

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)の概要

目的

公共上の見地から地域において確実に実施される必要がある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民 間の主体に委ねては確実な実施を確保できない事務・事業を地方独立行政法人に担わせることにより、住民の生活の安定、地域社会及び地 域経済の発展に資すること。

制度の基本理念

目標による業績管理 :中期目標・中期計画・年度計画に基づき、計画的

に業務を運営

適正な業務実績の評価:中期目標に基づいて評価委員会が法人の業務実績

を定期的に評価し、必要に応じて法人に勧告する

ことにより、PDCAサイクルを確立

業績主義の人事管理: 法人の業務実績、職員の業績を反映した職員の

給与の仕組み等を確立

: 原則として企業会計原則による業務運営、使途 財務運営の弾力化等

制限のない運営費交付金の財源措置

: 中期目標、業務実績、評価結果、財務諸表等を 積極的な情報公開

積極的に公開

業務の特性を踏まえた法人の分類

地方独立行政法人 : 試験研究、社会福祉事業、公共施設の

設置・管理を行う法人

: 大学等の設置・管理を行う法人 公立大学法人

学長の任命等に関する特例が設けられて

いる

公堂企業型

: 地方公営企業に相当する事業を行う法人 地方独立行政法人

財務運営に関する特例が設けられている

対象業務

(10法人) 試験研究

(66法人) 公立大学の設置・管理

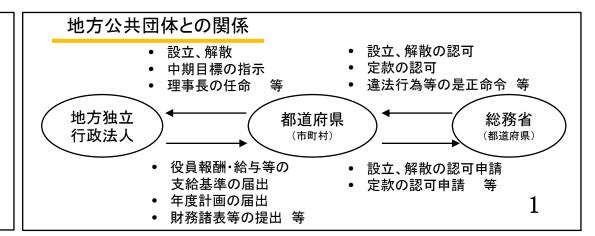
(45法人) • 公営企業相当事業

• 社会福祉事業 (1法人)

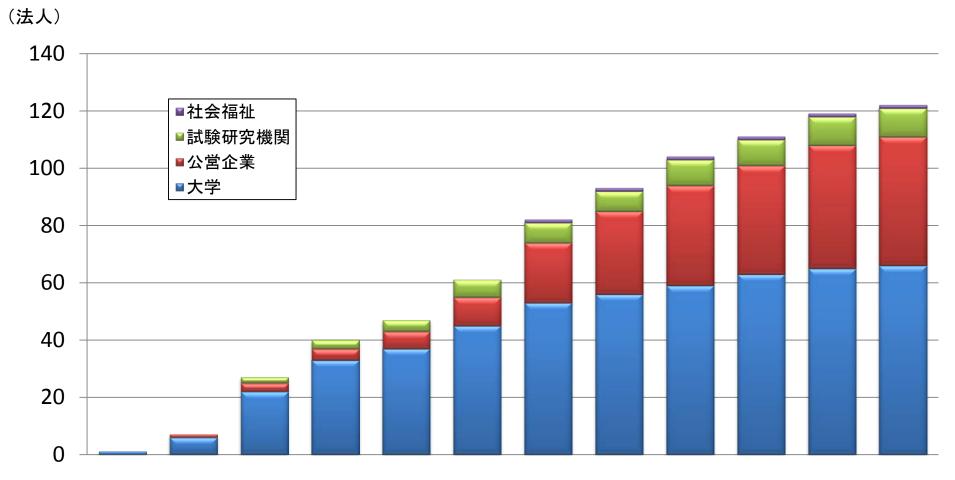
(なし) 公共的施設の設置・管理

※カッコ内は平成27年4月1日現在の法人数(計122法人)

※公務員型・非公務員型の2つの類型が存在(公務員型は5法人)



地方独立行政法人の設立状況の年度推移について



法人種別	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
大学	1	6	22	33	37	45	53	56	59	63	65	66
公営企業		1	3	4	6	10	21	29	35	38	43	45
試験研究機関			2	3	4	6	7	7	9	9	10	10
社会福祉施設							1	1	1	1	1	1
計	1	7	27	40	47	61	82	93	104	111	119	122

地方独立行政法人の設立状況(平成27年4月1日現在)

【大学】:66【公営企業】:45【試験研究機関】:10【社会福祉】:1【合計】:122

【都道府県設立分】

設立団体	対象業務	法人名	設立時期	
北海道	大学	北海道公立大学法人札幌医科大学	H19.4.1	
14/19/2	試験研究機関	地方独立行政法人北海道立総合研究機構	H22.4.1	
青森県	大学	公立大学法人青森県立保健大学	H20.4.1	
月杯尔	試験研究機関	地方独立行政法人青森県産業技術センター	H21.4.1	
岩手県	大学	公立大学法人岩手県立大学	H17.4.1	
40 丁尔	試験研究機関	地方独立行政法人岩手県工業技術センター	H18.4.1	Ж
	公営企業	地方独立行政法人宮城県立こども病院	H18.4.1	
宮城県	大学	公立大学法人宮城大学	H21.4.1	_
	公営企業	地方独立行政法人宮城県立病院機構	H23.4.1	
	大学	公立大学法人国際教養大学	H16.4.1	
秋田県	大学	公立大学法人秋田県立大学	H18.4.1]
小山木	公営企業	地方独立行政法人秋田県立病院機構	H21.4.1	
	社会福祉	地方独立行政法人秋田県立療育機構	H22.4.1	
山形県	大学	公立大学法人山形県立保健医療大学	H21.4.1	
	大学	山形県公立大学法人	H21.4.1	
山形県·酒田市	公営企業	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	H20.4.1	
福島県	大学	公立大学法人福島県立医科大学	H18.4.1	
12-2111	大学	公立大学法人会津大学	H18.4.1	
埼玉県	大学	公立大学法人埼玉県立大学	H22.4.1	
	大学	公立大学法人首都大学東京	H17.4.1	
東京都	試験研究機関	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	H18.4.1	_
	公営企業	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	H21.4.1	
神奈川県	公営企業	地方独立行政法人神奈川県立病院機構	H22.4.1	
新潟県	大学	公立大学法人新潟県立大学	H21.4.1	
	大学	公立大学法人新潟県立看護大学	H25.4.1	
石川県	大学	石川県公立大学法人	H23.4.1	
富山県	大学	公立大学法人富山県立大学	H27.4.1	
福井県	大学	公立大学法人福井県立大学	H19.4.1	
山梨県	大学	公立大学法人山梨県立大学	H22.4.1	
田未示	公営企業	地方独立行政法人山梨県立病院機構	H22.4.1	Ж
長野県	公営企業	地方独立行政法人長野県立病院機構	H22.4.1	
	大学	公立大学法人岐阜県立看護大学	H22.4.1	
岐阜県	公営企業	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	H22.4.1	
以 平示	公営企業	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	H22.4.1	
	公営企業	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	H22.4.1	

(注)※は特定地方独立行政法人(公務員型)を	示す。

設立団体	対象業務	法人名	設立時期
	大学	静岡県公立大学法人	H19.4.1
静岡県	公営企業	地方独立行政法人静岡県立病院機構	H21.4.1
	大学	公立大学法人静岡文化芸術大学	H22.4.1
愛知県	大学	愛知県公立大学法人	H19.4.1
三重県	大学	公立大学法人三重県立看護大学	H21.4.1
二里乐	公営企業	地方独立行政法人三重県立総合医療センター	H24.4.1
滋賀県	大学	公立大学法人滋賀県立大学	H18.4.1
京都府	大学	京都府公立大学法人	H20.4.1
	大学	公立大学法人大阪府立大学	H17.4.1
n	公営企業	地方独立行政法人大阪府立病院機構	H18.4.1
大阪府	試験研究機関	地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所	H24.4.1
	試験研究機関	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	H24.4.1
兵庫県	大学	公立大学法人兵庫県立大学	H25.4.1
	大学	公立大学法人奈良県立医科大学	H19.4.1
奈良県	大学	公立大学法人奈良県立大学	H27.4.1
	公営企業	地方独立行政法人奈良県立病院機構	H26.4.1
和歌山県	大学	公立大学法人和歌山県立医科大学	H18.4.1
鳥取県	試験研究機関	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	H19.4.1
鳥取県·鳥取市	大学	公立大学法人公立鳥取環境大学	H24.4.1
島根県	大学	公立大学法人島根県立大学	H19.4.1
M.1.18	大学	公立大学法人岡山県立大学	H19.4.1
岡山県	公営企業	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	H19.4.1
広島県	大学	公立大学法人県立広島大学	H19.4.1
	大学	公立大学法人山口県立大学	H18.4.1
山口県	試験研究機関	地方独立行政法人山口県産業技術センター	H21.4.1
	公営企業	地方独立行政法人山口県立病院機構	H23.4.1
徳島県	公営企業	地方独立行政法人德島県鳴門病院	H25.4.1
愛媛県	大学	公立大学法人愛媛県立医療技術大学	H22.4.1
高知県	大学	高知県公立大学法人	H23.4.1
	大学	公立大学法人九州歯科大学	H18.4.1
福岡県	大学	公立大学法人福岡女子大学	H18.4.1
	大学	公立大学法人福岡県立大学	H18.4.1
佐賀県	公営企業	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	H22.4.1
長崎県	大学	長崎県公立大学法人	H17.4.1
熊本県	大学	公立大学法人熊本県立大学	H18.4.1
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	大学	公立大学法人大分県立看護科学大学	H18.4.1
大分県	大学	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	H18.4.1

地方独立行政法人の設立状況(平成27年4月1日現在)

【大学】:66【公営企業】:45【試験研究機関】:10【社会福祉】:1【合計】:122

【指定都市設立分】

設立団体	対象業務	法人名	設立時期
札幌市	大学	公立大学法人札幌市立大学	H18.4.1
横浜市	大学	公立大学法人横浜市立大学	H17.4.1
名古屋市	大学	公立大学法人名古屋市立大学	H18.4.1
	公営企業	地方独立行政法人京都市立病院機構	H23.4.1
京都市	大学	公立大学法人京都市立芸術大学	H24.4.1
	試験研究機関	地方独立行政法人京都市産業技術研究所	H26.4.1
	大学	公立大学法人大阪市立大学	H18.4.1
大阪市	試験研究機関	地方独立行政法人大阪市立工業研究所	H20.4.1
	公営企業	地方独立行政法人大阪市民病院機構	H26.10.1
堺市	公営企業	地方独立行政法人堺市立病院機構	H24.4.1
神戸市	大学	公立大学法人神戸市外国語大学	H19.4.1
仲尸巾	公営企業	地方独立行政法人神戸市民病院機構	H21.4.1
岡山市	公営企業	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター	H26.4.1
広島市	大学	公立大学法人広島市立大学	H22.4.1
山島 印	公営企業	地方独立行政法人広島市立病院機構	H26.4.1
北九州市	大学	公立大学法人北九州市立大学	H17.4.1
福岡市	公営企業	地方独立行政法人福岡市立病院機構	H22.4.1

【一部事務組合:広域連合設立分】

設立団体		対象業務	法人名	設立時期
北海道	函館圏公立大学 広域連合 (2市1町)	大学	公立大学法人公立はこだて未来大学	H20.4.1
沖縄県	北部広域 市町村圏 事務組合 (1市2町9村)	大学	公立大学法人名桜大学	H22.4.1

【市町村設立分】

設立	団体	対象業務	法人名	設立時期
青森県	青森市	大学	公立大学法人青森公立大学	H21.4.1
秋田県	秋田市	大学	公立大学法人秋田公立美術大学	H25.4.1
秋田宗	秋田巾	公営企業	地方独立行政法人市立秋田総合病院	H26.4.1
栃木県	小山市	公営企業	地方独立行政法人新小山市民病院	H25.4.1
群馬県	高崎市	大学	公立大学法人高崎経済大学	H23.4.1
矸馬乐	前橋市	大学	公立大学法人前橋工科大学	H25.4.1
千葉県	山武市	公営企業	地方独立行政法人さんむ医療センター	H22.4.1
丁未示	東金市・九十九里町	公営企業	地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター	H22.10.1
新潟県	長岡市	大学	公立大学法人長岡造形大学	H26.4.1
石川県	金沢市	大学	公立大学法人金沢美術工芸大学	H22.4.1
福井県	敦賀市	大学	公立大学法人敦賀市立看護大学	H26.4.1
山梨県	都留市	大学	公立大学法人都留文科大学	H21.4.1
三重県	桑名市	公営企業	地方独立行政法人桑名市総合医療センター	H21.10.1
大阪府	泉佐野市	公営企業	地方独立行政法人りんくう総合医療センター	H23.4.1
八脉州	吹田市	公営企業	地方独立行政法人市立吹田市民病院	H26.4.1
兵庫県	加古川市	公営企業	地方独立行政法人加古川市民病院機構	H23.4.1
元件水	明石市	公営企業	地方独立行政法人明石市立市民病院	H23.10.1
岡山県	新見市	大学	公立大学法人新見公立大学	H20.4.1
広島県	尾道市	大学	公立大学法人尾道市立大学	H24.4.1
四四木	府中市	公営企業	地方独立行政法人府中市病院機構	H24.4.1
山口県	下関市	大学	公立大学法人下関市立大学	H19.4.1
шцж	山田山	公営企業	地方独立行政法人下関市立市民病院	H24.4.1
	大牟田市	公営企業	地方独立行政法人大牟田市立病院	H22.4.1
	筑後市	公営企業	地方独立行政法人筑後市立病院	H23.4.1
福岡県	川崎町	公営企業	地方独立行政法人川崎町立病院	H23.4.1
	鞍手町	公営企業	地方独立行政法人くらて病院	H25.4.1
	芦屋市	公営企業	地方独立行政法人芦屋中央病院	H27.4.1
長崎県	佐世保市	公営企業	地方独立行政法人北松中央病院	H17.4.1
24.771	長崎市	公営企業	地方独立行政法人長崎市立病院機構	H24.4.1
宮崎県	宮崎市	大学	公立大学法人宮崎公立大学	H19.4.1
沖縄県	那覇市	公営企業	地方独立行政法人那覇市立病院	H20.4.1

地方独立行政法人の財政状況等(平成26年3月31日現在)

- ※『第三セクター等の状況に関する調査結果』(H27.1.9)より
- ※「(参考)H25年度調査」のデータは、平成25年度に実施した同調査におけるデータ(平成25年3月31日現在)を指す。

出資

(単位:百万円)

主な出資団体	出資額	法人数	1法人当たり 平均出資総額
都道府県	1,005,899	69	14,578
指定都市	256,946	13	19,765
市区町村	80,412	29	2,773
合計	1,343,256	111	12,101

経常損益

(単位:百万円)

		H26年度調査			(参考)H25年度調査			
		法人数	構成比	金額	法人数	構成比	金額	
地力	7独立行政法人	111	-	27,345	104		37,507	
	経常黒字法人	92	82.9%	29,359	96	92.3%	38,537	
	経常赤字法人	19	17.1%	Δ 2,014	8	7.7%	Δ 1,030	

純資産

(単位:百万円)

		H20	6年度調査		(参考)H25年度調査				
	全体 法人数	法人数	構成比	純資産額	全体 法人数	法人数	構成比	純資産額	
資産超過	444	109	98.2%	1,339,097		103	99.0%	1,276,021	
債務超過	111	2	1.8%	△ 175	104	1	1.0%	△297	

地方独立行政法人の財政状況等(平成26年3月31日現在)

地方公共団体からの補助金交付額状況

(単位:百万円)

	H26年度	調査		(参考)H25年度調査				
全体 法人数	補助金交付 構成比 交付額 該当法人数			全体 法人数	補助金交付 構成比 交付額			
111	108	97.3%	256,015	104	101	97.1%	244,985	

地方公共団体からの借入残高状況

(単位:百万円)

	H26年度	E調査		(参考)H25年度調査				
全体 法人数	借入 法人数	構成比	残高	全体 法人数	借入 法人数	構成比	残高	
111	46:	41.4%	491,095	104	44:	42.3%	443,794	

役職員

(単位:人)

	H26年度調査						(参考)H25年度調査				
		総数	うち地方 公共団体 退職者	構成比	うち地方 公共団体 出向者	構成比	総数	うち地方 : 公共団体 : 退職者	構成比	うち地方 公共団体 出向者	構成比
	役職員	56,625	17,176	30.3%	6,270	11.1%	53,024	18,219	34.4%	6,617	12.5%
	役員	840	253	30.1%	39	4.6%	776	237	30.5%	39	5.0%
	職員	55,785	16,923	30.3%	6,231	11.2%	52,248	17,982	34.4%	6,578	12.6%

地方独立行政法人の設立までの手続(通則)

認可申請

【都道府県·指定都市】

- 都道府県・指定都市が加入する一部 事務組合・広域連合を含む
- 複数団体による共同設立の際に都道府 県・指定都市が一団体でも参加する場 合を含む

【その他の市町村・特別区】

- その他の市町村・特別区が加入する一 部事務組合・広域連合を含む
- 複数の市町村・特別区による共同設立 の場合を含む(都道府県・指定都市が 一団体でも参加する場合を除く)

議会の議決を経て定款を作成

認可申請 総務大臣

〇 公立大学の場合は総務 大臣と文部科学大臣

都道府県知事

登記で成立

地方独立行政法人の設立

【定款の記載事項】

- ①法人の目的・名称
- ②法人を設立する団体の名称
- ③法人の事務所の所在地
 - 〇主たる事務所と従たる事務所の所在地
- ④一般地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人の別
- ⑤役員の定数・任期等役員に関する事項
 - ○理事長は1人、監事は複数可(設立団体の長 が任免)
 - 〇副理事長、理事も複数可(理事長が任免)
 - ○副理事長は必要に応じて置かないことも可

- ⑥業務の範囲・その執行に関する事項
 - 〇公立大学の設置・管理と他の業務とを兼ねる ことは不可
 - ○水道事業等の公営企業の経営と他の業務と を兼ねることは不可
- ⑦公共的な施設の設置·管理をする場合 には、施設の名称·所在地
- ⑧資本金・出資・資産に関する事項
 - 〇地方公共団体のみ出資可
 - 〇設立団体は1/2以上を必ず出資
 - ○現物出資をするときは時価評価をした価額

- ⑨公告の方法
 - ○不特定多数の者や所在不明の者 に必要事項を公示・通知するため の手段を記載
- ⑩解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
 - ○解散した場合に債務弁済してなお 残余財産があるときの当該残余財 産の分配方法を記載

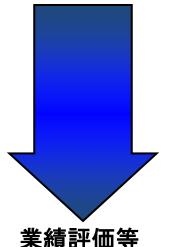
7

目標による業務管理

【中期目標】3~5年間(公立大学法人の中期目標は6年間)

- 設立団体の長が議会の議決を経て作成 ⇒ 地方独立行政法人に対して指示、公表 【中期計画】3~5年間(公立大学法人の中期計画は6年間)
- 地方独立行政法人が中期目標に基づき作成 ⇒ 設立団体の長の認可、公表※ 公営企業型地方独立行政法人の中期計画には料金も記載し、議会の議決も必要【年度計画】1年間(毎事業年度作成)
 - 地方独立行政法人が中期計画に基づき作成 ⇒ 設立団体の長に届出、公表

財源・料金・財産処分



【運営費交付金】法人の業務運営に必要な経費を設立団体から交付

【短期借入金】中期計画で定める限度額内で可、設立団体の長の認可を受ければ限度額を超え ても可

【長期借入金】設立団体からの長期借入金のみ可(債券発行は一切不可)

【料金の徴収】料金の上限を定めて、議会の議決を経た設立団体の長の認可が必要

【財産の処分】 設立団体の条例で定める重要な財産を処分する場合には、議会の議決を経た設立団体の長の認可が必要

未限計Ш守

【業務実績の評価】

評価委員会は、各年度・中期目標期間の業務実績を評価して、評価結果を法 人・設立団体の長に通知、公表

【事業報告書】法人は中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出

【議会への報告】設立団体の長は、受け取った評価結果と事業報告書を議会に報告

【全般的見直し】 設立団体の長は、中期目標期間終了時に法人の組織・業務全般にわたって見 直しを実施

その他

【共同設立の特例】

- 権限行使をする場合には、当該複数の設立団体の長が協議した上で適切に行使
- 条例・規則で定める事項は、当該複数の設立団体が協議して定める(条例事項は各団体の議会の議決が必要)

【職員派遣】

○ 相互協力・事務の効率化のため、必要に応じて、地方公共団体と特定地方独立行政法人との間で職員の派遣が可能(一般地方独立行政法人に対する職員派遣も三セク派遣法により可能)

公立大学法人に関する特例

大学の自治や大学における教育研究の特性に配慮

【教育研究の特性への配慮】 設立団体は大学における教育研究の特性に常に配慮

【名称の特例】 名称中に公立大学法人という文字を用いる

【他業の禁止】大学の設置及び管理及びこれに附帯する業務以外の業務を禁止

【身 分】役職員の身分は非公務員

【学 長】原則-理事長は学長となる(選考機関(大学ごとに設置)の選考に基づき設立団体の長が任命) 例外-学長を理事長と別に任命(選考機関の選考に基づき理事長が任命)

【教員等の任命等】 学長を理事長と別に任命する大学: 教員等の任命・免職・降任は、学長の申出に基づき行う

【経営審議機関】法人の経営に関する重要事項を審議

【教育研究審議機関】 大学の教育研究に関する重要事項を審議(大学ごとに設置)

【中期目標】期間は6年間、中期目標の設定にあたり法人の意見を聴き、当該意見に配慮

【評価】評価委員会は、中期目標の期間における業務実績の評価を行うに当たり認証評価機関の評価を踏まえる

【**設立認可等**】 総務大臣及び文部科学大臣の共管

公営企業型地方独立行政法人の特例

料金及び中期計画

公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、料金に関する事項について定めるとともに、設立団体の長が当該中期計画を 認可しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

利益及び損失の処理

公営企業型地方独立行政法人が、毎事業年度、法第40条第1項に規定する残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の法第26条第2項第6号の使途に充てる場合には、設立団体の長の承認を要しない。

財源措置

- 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、以下のものについては、設立団体が負担
- ①その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ②当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費
- 前述以外の公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営 に伴う収入をもって充てなければならない。

債務の負担、権利義務の承継

公営企業型地方独立行政法人は、設立団体に対し、当該公営企業型地方独立行政法人の設立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち、当該公営企業型地方独立行政法人の設立の日までに償還されていないものに相当する額の債務を負担。

地方独立行政法人制度の見直しについて

地方公共団体が施策を実施する際に必要な組織を弾力的に見直すことにより、地方公共団体が地域の実情に応じた行政サービスを効率的かつ効果的に提供できるようにするため、地方公共団体の要望等も踏まえ、地方独立行政法人法(以下「法律」という)について所要の改正を行った。

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)による改正

また、地方独立行政法人法施行令等の関係法令について、法律改正及び地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の改正を行った。 (平成26年4月1日までにすべて施行済み)

- 1. 定款変更による特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行 (法律を改正)
- 特定地方独立行政法人を一般独立行政法人へ移行するための定款変更を行うことができるようにした。

【背景】

- 従来の制度においては、法人設立後の社会経済情勢の変化等によって、公務員型から非公務員型へ移行することとした際に、解散と再度の設立という煩雑な手続をとる必要があったため、地方公共団体からの要望等も踏まえ、法人としての同一性を維持したまま非公務員型への移行を認める制度改正を行ったもの。
- なお、国の独立行政法人制度においては、政策的に非公務員型への移行が推進され、その後実際に、一定の方針に基づいて多くの法人が非公務員型へ移行している。

地方独立行政法人制度の見直しについて

2. 地方公共団体からの出資等に係る財産の返納 (法律、施行令等を改正)

○ 地方独立行政法人が保有する財産のうち、地方公共団体からの出資等に係る財産が不要となった場合の返納手続を設けるとともに、これに伴う資本金の減少に関する手続を設けた。

【背景】

- 地方独立行政法人については、制度上減資を行うことができないため、不要な財産が生じたとしても、出資財産の地方公共団体への返納が妨げられていたことから、減資を認める制度改正を行ったもの。
- なお、国の独立行政法人制度においては、平成22年の制度改正において、独立行政法人の有する不要財産の国庫への返納手続及び出資に係る財産の国庫返納に伴う減資に関する規定を設けている。

3. 地方独立行政法人の合併 (法律、施行規則等を改正)

○ 地方独立行政法人の合併に関する手続を設けた。

【背景】

● 従来の制度においては、法人を合併する際は一度法人を解散し、その職員・財産等を他の法人(もしくは新設する法人)に承継させるという煩雑な手続が必要だったため、地方公共団体からの要望等も踏まえ、法人の合併に伴う組織の移行を円滑に行えるよう、合併手続等の規定を設けたもの。

4. 対象業務の見直し(施行令を改正)

○ 地方独立行政法人が設置・管理できる公共的な施設に、博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館を加えた。

【背景】

- 地方公共団体からの要望を踏まえ、地方独立行政法人の対象業務に博物館等を加えたもの。
- なお、国の独立行政法人では、既に国立美術館、国立文化財機構、国立科学博物館が博物館の運営を行っている。

地方独立行政法人制度の見直しについて

5. 定款変更手続の簡素化 (施行令を改正)

- 議会の議決や認可を要しない軽微な定款変更事項に、以下3点を加えた。
 - ・主たる事務所の所在地の名称変更があった場合
 - ・(公共的な施設の設置管理を行う場合の)施設の所在地の名称変更があった場合
 - ・財産の所在地の名称変更があった場合

【背景】

● これらの事項は、法人の業務に何ら影響がないにもかかわらず通常の認可手続が必要とされているため、地方公共団体から、 業務の効率化の観点から認可等を不要とするべきとの要望があり、業務効率化の観点から手続を簡素化する制度改正を行ったも の。

6. 税制改正

○ 地方独立行政法人に対する非課税措置の拡充(対象を全法人に拡充)

【背景】

- 従来は、地方独立行政法人に対する非課税措置は移行型(成立の前日に設立団体が行っていた業務に相当する業務を行うもの)等に対象が限定されていたが、近年生じた以下の事情により、地方公共団体からの要望を受けて、対象を全法人に拡充する改正を行ったもの。
 - ・新設型として設立された法人であるが、実態上移行型と同視しうるため、課税対象とすることが不合理と考えられる事例が生じている。
 - ・設立時は移行型であったが、その後に公共上の見地から新たな業務を追加する必要が生じた場合、課税対象となるため、必要な業務の追加に当たって支障が生じている。
 - ・法人の合併が可能になったことに伴い、移行型・新設型の合併や、合併に合わせた業務の追加が想定される。
- 〇地方独立行政法人に対する寄付金等に係る課税標準の特例措置の拡充(博物館等を対象に追加)

国の独立行政法人制度改正概要及び国と地方の制度比較

目的 定義等

独立行政法人(独立行政法人通則法)

O目的(第1条①)

独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う 事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済 の健全な発展に資すること

〇「独立行政法人」の定義(第2条①)

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人

(改) <u>法人分類:全法人を一律に規定(ただし国立大学法人</u>については、 国立大学法人法に別途規定)

《改正のポイント》

全法人を一律に規定している現行制度を見直し、法人の業務の特性等に 対応した目標管理のあり方、国の関与の程度等のマネジメントを行うこ とを目的に、以下の三つの分類を設ける。(第2条)

- ①中期目標管理法人
- ・ 職員は非公務員身分
- 中期目標(3~5年)
- ②国立研究開発法人
- ・ 職員は非公務員身分
- 中長期目標(5~7年)
- ・研究開発に係る目標・評価について審議会から意見を聴取
- ③行政執行法人
- ・職員は公務員身分
- 年度目標

○業務の公共性、透明性及び自主性への配慮(第3条)

地方独立行政法人(地方独立行政法人法)

〇目的(第1条)

地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資すること

〇「地方独立行政法人」の定義(第2条①)

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人

<u>○法人分類:全法人を一律に規定(ただし、公立大学法人</u>・<u>公営企業型</u> <u>については特例の規定あり。これらの規定については後述)</u>

○業務の公共性、透明性及び自主性への配慮(第3条)

黒字:平成26年度の法改正前の制度 (改):平成26年度の法改正対象となった規定 赤字:法改正の内容

| <u>枠囲い</u>|:特例規定 <u>下線</u>:国と地方の主な相違点

設立手続

独立行政法人(独立行政法人通則法)

○個別法(各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定 める法律)を定めることが必要。

〇地方独立行政法人の定款記載事項に相当する事項のうち、以下のものは 個別法で規定

- ·目的(第5条)
- 名称 (第4条)
- ・主務大臣、主務省及び主務省令(第68条)
- 事務所の所在地(第7条)
- ・特定独立行政法人であること(第2条)
- ・役員の定数、任期その他役員に関する事項(第18条、第19条3)、 第21条)
- 業務の範囲(第27条)
- 財産的基礎、出資(第8条)
- (・公告の方法は必要に応じて個別法に規定)
- (・解散に関する規定は必要に応じて別に法律に定める)
- (・公共的な施設の名称及び所在地は必要に応じて個別法に規定)
- ※個別法の改正には国会の議決が必要。

改)業務方法書(第28条)

法人は業務開始の際、業務方法書を作成し、評価委員会の意見聴取を経 て主務大臣の認可を受け、公表しなければならない。

《改正のポイント》

独法の業務運営を適正化し、不祥事等の防止を図るため、法人規則等に よってではなく、大臣の認可を要する業務方法書の記載事項として、法 令遵守等内部統制の体制を義務づけることとする。

○職員の引継ぎ、権利・義務の承継等については必要に応じて個別法等に 規定

地方独立行政法人(地方独立行政法人法)

○設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事が 認可することが必要。(第7条)

〇定款:以下の項目について規定(第8条①)

- 目的
- 名称
- 設立団体
- 事務所の所在地
- ・特定/一般地方独立行政法人の別
- ・役員の定数、任期その他役員に関する事項
- ・業務の範囲及びその執行に関する事項
- ・資本金、出資及び資産に関する事項
- 公告の方法
- 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- ・公共的な施設の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公共的な施 設の名称及び所在地
- ※定款変更には、設立団体の議会の議決、評価委員会の意見聴取を経て 総務大臣又は都道府県知事の認可を受けることが必要。 (第8条②)

〇業務方法書(第22条)

法人は業務開始の際、業務方法書を作成し、評価委員会の意見聴取を 経て設立団体の長の認可を受け、公表しなければならない。

〇移行型の設立に伴う職員の引継ぎ、権利・義務の承継等の規定(第59 条~第67条)

公営企業型の特例

○債務の負担等(第86条、第87条)

黒字: 平成26年度の法改正前の制度

(改):平成26年度の法改正対象となった規定

赤字:法改正の内容

|枠囲い|:特例規定

下線:国と地方の主な相違点 2

対象業務

独立行政法人(独立行政法人通則法)	地方独立行政法人(地方独立行政法人法)
<u>〇各法人の対象業務の範囲は、個別法で定める。(第27条)</u>	○対象業務の範囲を法で以下の範囲に限定し、具体的な内容は各法人の定款で定めることとしている。(第21条) ①試験研究 ②大学の設置・管理 ③公営企業に相当する事業の経営(水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院) 後、鉄道、電気、ガス、病院) ④社会福祉事業の経営 ③その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理
※ <u>法人による出資について、各法人の個別法に対象業務として規定されている例がある。</u>	※法人による出資は第21条列記の業務に該当せず、認められないと解 する。
国立大学法人法の特例 〇教育研究の特性への配慮(国大法第3条) 〇法人の業務範囲を大学の設置・管理等に限定。(国大法第22条)	公立大学法人の特例 ○教育研究の特性への配慮(第69条) ○他業の禁止(第70条)
	公営企業型の特例 〇他業の禁止(第82条)

黒字:平成26年度の法改正前の制度
改:平成26年度の法改正対象となった規定
赤字:法改正の内容
枠囲い:特例規定
下線:国と地方の主な相違点

目標による管理と評価の仕組み

独立行政法人(独立行政法人通則法) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法) ○中期目標・中期計画・年度計画等及び評価により、「目標→計画→評価 ○中期目標・中期計画・年度計画等及び評価により、「目標→計画→評価 →業務運営への反映」という流れを義務づけ。 →業務運営への反映」という流れを義務づけ。 改)中期目標を主務大臣、中期・年度計画を法人が作成し、評価委員会が評 〇中期目標を設立団体の長、中期・年度計画を法人が作成し、評価委員会 価を行う。(第29条~第35条) が評価を行う。(第25条~第31条) 《改正のポイント》 目標を指示する主務大臣が評価に関与しない現行制度を改め、政策のP DCAサイクルを強化するため、主務大臣を評価主体とするなど目標・ 評価の一貫性・実効性を向上させる。(第29条~第35条の12) ※詳細は資料5別紙 、改)目標期間:3~5年(中期目標)(第29条) 〇目標期間:3~5年(中期目標)(第25条) |国立大学法人法の特例 | 公立大学法人の特例 〇目標期間:6年(中期目標)(国大法第30条) 〇目標期間:6年(中期目標)(第78条) 《改正のポイント》 法人分類を設けることに伴い、各分類に対応した目標期間を規定するこ ととする。(第29条、第35条の4、第35条の9) ·中期目標管理法人:3~5年(中期目標) 国立研究開発法人:5~7年(中長期目標) 行政執行法人 : 1年(年度目標) ·国立大学法人 : 6年(中期目標)

黒字:平成26年度の法改正前の制度 (改):平成26年度の法改正対象となった規定 赤字:法改正の内容 | 枠囲い | :特例規定 下線:国と地方の主な相違点

独立行政法人(独立行政法人通則法)

地方独立行政法人(地方独立行政法人法)

〇役員の任命(第18条、第20条)

- ・法人の長、監事は主務大臣が任命する。
- ・個別法により他の役員を置く場合は、当該役員は法人の長が任命し、主 務大臣に届出、公表。

国立大学法人法の特例

- ○学長の任免(第12条)
- ・学長を法人の長とする。
- ・学長の任命は、国立大学法人の申出に基づき、文部科学大臣が行う。
- ・法人の申出は、学長選考会議の選考により行う。

・理事は学長が任命。

改)役員の職務・権限、任期等について規定。

- ・職務・権限に関する一般規定及び定款への委任(第19条)
- ・任期は個別法で定める(おおむね4年以内)(第21条)

《改正のポイント》

職務・権限、任期等について、法人の業務運営改善の観点から改正。

- ●監事等の調査権限の明確化、役員の不正行為の報告義務等(第19条、 第19条の2. 第39条、第39条の2)
- ●法人の長及び監事の任期を中期(中長期)目標期間に対応させる。 (第21条~第21条の3)
- ●役員の職務忠実義務・任務懈怠に対する損害賠償責任を明記(第21 条の4、第25条の2)
- ●適材適所の人材登用(第20条)

〇役員の任命(第14条)

- ・理事長、監事は設立団体の長が任命する。
- ・副理事長、理事は理事長が任命し、設立団体の長に届出、公表。

公立大学法人の特例

○学長・役員の任免 (第71条、第72条)

- ・公立大学法人の理事長は、当該法人が設置する大学の学長になる。た だし、学長と理事長を別に任命できる。
- ・学長となる公立大学法人の理事長は、当該法人の申出により、設立団 体の長が任命。
- ・法人の申出は、選考機関の選考に基づき行う。
- ・学長を理事長と別に任命するものとされた大学の学長は、選考機関の 選考に基づき、理事長が任命。
- ・学長を別に任命する大学の学長は、当該公立大学法人の副理事長とな
- 理事は理事長が任命。

〇役員の職務・権限、任期等について規定。

- ・職務・権限に関する一般規定及び定款への委任(第13条)
- ・任期は4年以内において定款で定める期間(第15条) 等

黒字:平成26年度の法改正前の制度

(改):平成26年度の法改正対象となった規定 赤字:法改正の内容

|枠囲い|:特例規定

下線:国と地方の主な相違点 🕻

職員の任命

独立行政法人(独立行政法人通則法)	地方独立行政法人(地方独立行政法人法)
〇職員の任命:法人の長が任命する。(第26条)	〇職員の任命:理事長が任命する。(第20条)
国立大学法人法の特例	□ 公立大学法人の特例 ○教職員の任免(第73条) 学長を別に任命する大学においては、理事長が副学長、学部長その 他職員(部局長、教授、助教授、講師、助教)を任命・免職・降任 するときは、学長の申出に基づき行う。

黒字:平成26年度の法改正前の制度 改:平成26年度の法改正対象となった規定 赤字:法改正の内容 <u>枠囲い</u>:特例規定 <u>下線</u>:国と地方の主な相違点

人事管理(特定独立行政法人)①

独立行政法人(独立行政法人通則法)

地方独立行政法人(地方独立行政法人法)

【特定独立行政法人の要件】

(改公務員身分の付与(第2条②、第51条)

- ・その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を 及ぼすと認められるもの
- ・その他当該法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及 び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるもの については、「特定独立行政法人」とし、当該法人の役職員は国家公務 員とする。
- ※特定独立行政法人である旨を個別法に定める。

《改正のポイント》

行政執行法人の役職員に限定して、公務員身分を付与することとする。 (行政執行法人である旨を個別法で定める) (第2条、第51条)

【特定地方独立行政法人の要件】

○公務員身分の付与(第2条②、第47条)

- ・その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接 かつ著しい支障を及ぼすため、
- ・その業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため 上記いずれかの理由により、その役員及び職員に地方公務員の身分を与 える必要があるものについては、「特定地方独立行政法人」とし、当該 法人の役職員は地方公務員とする。
- ※特定/一般の別は法人の定款に規定する。
 - ・設立団体が要否を判断し、総務大臣又は都道府県知事が認可
 - ・定款変更は特定→一般のみ可能(第8条③)
 - ・特定から一般への移行に伴う職員の引継ぎ等の規定(第67条の2~第67条の7)

黒字:平成26年度の法改正前の制度

: 平成26年度の法改正対象となった規定 赤字: 法改正の内容

| <u>枠囲い</u>|:特例規定 <u>下線</u>:国と地方の主な相違点

人事管理(特定独立行政法人)②

独立行政法人(独立行政法人通則法) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法) 【役員】 【役員】 〇報酬、退職手当(第52条、第53条) 〇報酬、退職手当(第48条、第49条) 業績を考慮した報酬等 業績を考慮した報酬等 支給基準を主務大臣に届出、公表 ・支給基準を設立団体の長に届出、公表 ・主務大臣は評価委員会に支給基準を通知(評価委員会は意見を申し出 ・設立団体の長は評価委員会に支給基準を通知(評価委員会は意見を申 _ることができる) し出ることができる) (改)支給基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人 ・支給基準は、国・地方公務員の給与、他の特定地独法及び民間企業の の業務の実績、中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮 役員の報酬等、法人の業務の実績その他の事情を*考慮* 《改正のポイント》 ●報酬等の支給基準について、国家公務員の給与・退職手当を「参酌」 する (第52条) ※「参酌」は「考慮」と比較して「事情をくみ取り、組み入れる」と いう意味合いが強い。 ○守秘義務、政治活動の制限等(第54条→第53条) 〇守秘義務、政治活動の制限等(第50条) ○退職管理(第54条の2→第54条) 〇退職管理(第50条の2)※未施行 〇勤務時間等(第58条) 〇勤務時間等(第52条) ・法人で規程を定め、主務大臣に届出、公表 ・法人で規程を定め、地方公共団体の長に届出、公表 ・上記の規程は、国家公務員の勤務時間等を考慮 ・上記の規程は、国及び地方公共団体の職員の勤務時間等を考慮

黒字:平成26年度の法改正前の制度 (改):平成26年度の法改正対象となった規定 赤字:法改正の内容 | 枠囲い :特例規定 下線:国と地方の主な相違点

人事管理(特定独立行政法人)③

独立行政法人(独立行政法人通則法) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法) 【職員】 【職員】 〇任用: 国家公務員法の任用に関する規定を適用 〇任用:地方公務員法の任用に関する規定を適用 (国公法第33条~第61条) (地公法第15条~第22条) ○給与(第57条) 〇給与、退職手当(第51条) ・職務給の原則、職員が発揮した能率を考慮 ・職務給の原則、職員が発揮した能率を考慮 支給基準を主務大臣に届出、公表 支給基準を地方公共団体の長に届出、公表 (改)支給基準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該法人 ・支給基準は、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員、他の特 の業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮 定地方独立行政法人の職員並びに民間事業の従業員の給与、業務の実績、 中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮 《改正のポイント》 給与の支給基準について、国家公務員の給与を*「参酌」*する (第57条) ※「参酌」は「考慮」と比較して「事情をくみ取り、組み入れる」とい う意味合いが強い。 〇勤務時間等(第58条) 〇勤務時間等(第52条) ・法人で規程を定め、主務大臣に届出、公表 ・法人で規程を定め、地方公共団体の長に届出、公表 ・上記の規程は、国及び地方公共団体の職員の勤務時間等を考慮 ・上記の規程は、国家公務員の勤務時間等を考慮

黒字:平成26年度の法改正前の制度 (改):平成26年度の法改正対象となった規定 赤字:法改正の内容 | 枠囲い :特例規定 <u>下線</u>:国と地方の主な相違点

人事管理(一般独立行政法人)

地方独立行政法人(地方独立行政法人法) 独立行政法人(独立行政法人通則法) 【役員】 【役員】 〇役員の兼職禁止(第61条) 〇役員の兼職禁止(第55条) 〇報酬、退職手当(第62条、第52条、第53条) 〇報酬、退職手当(第56条、第48条、第49条) 業績を考慮した報酬等 業績を考慮した報酬等 支給基準を主務大臣に届出、公表 支給基準を主務大臣に届出、公表 ・主務大臣は評価委員会に支給基準を通知(評価委員会は意見を申し出 ・設立団体の長は評価委員会に支給基準を通知(評価委員会は意見を申 ることができる) し出ることができる) · 改 支給基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、法人の業 ・支給基準は、国・地方公務員の給与、他の特定地独法及び民間企業の 一終の実績その他の事情を考慮 役員の報酬等、法人の業務の実績その他の事情を考慮 《改正のポイント》 ●報酬等の支給基準について、考慮事項に国家公務員の退職金を追加 (第50条の2、第50条の11) ●再就職規制を導入(第50条の4~第50条の9、第50条の11) 【職員】 【職員】 〇給与、退職手当(第63条) 〇給与、退職手当(第57条) 勤務成績を考慮した給与 勤務成績を考慮した給与 支給基準を主務大臣に届出、公表 ・支給基準を地方公共団体の長に届出、公表 (改)支給基準は、業務の実績を考慮、社会一般の情勢に適合 ・支給基準は、業務の実績を考慮、社会一般の情勢に適合 《改正のポイント》 ●職員の給与等の支給基準は、国家公務員の給与等、民間企業職員の給 与等、法人の業務実績、職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情 を考慮(第50条の10、第50条の11) ●職員の再就職規制を導入(第50条の4~第50条の9、第50条の 11)

黒字:平成26年度の法改正前の制度 (み):平成26年度の法改正対象となった規定 赤字:法改正の内容 | 枠囲い | :特例規定 <u>下線</u>:国と地方の主な相違点

財源措置等 ①

独立行政法人(独立行政法人通則法)	地方独立行政法人(地方独立行政法人法)
 ○財産的基礎(第8条) ・法人は財産的基礎を有しなければならない ・政府は、個別法が定めるところにより、法人に出資することができる (政府以外からの出資も排除されない。個別法で規定が必要。) (・政府から法人への権利・義務の承継、職員の引継ぎについては、個別の法人の事情に応じて個別法で規定) 	・法人の設立団体は、資本金の2分の1以上の資本その他の財産を出資しなければならない。(第6条③)
〇財源措置(第46条) ・政府は、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全 部又は一部に相当する金額を交付することができる。	○財源措置(第42条) ・設立団体は、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。
	 ○独立採算制(第85条) ・性質上収入をもって充てることが適当でない経費 ・法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費上記については設立団体が負担し、それ以外の経費については基本的に法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。
<u>〇料金については、必要に応じて個別法に規定</u>	○料金(第23条)料金の上限を定め、議会の議決・設立団体の長の認可を受けなければならない。公営企業型の特例・中期計画において料金に関する事項を定める。(第83条)

財源措置等 ②

独立行政法人(独立行政法人通則法)	地方独立行政法人(地方独立行政法人法)
○不要財産納付(第8条③、第46条の2)・法人は、政府からの出資等に係る不要財産については、遅滞なく政府に納付する(現物、譲渡収入いずれも可)。・不要財産納付に伴い資本金を減少させる。・評価委員会からの意見聴取を経て主務大臣の認可が必要	○不要財産納付(第6条④、第42条の2)・法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく当該不要財産を出資した地方公共団体に納付する(現物、譲渡収入いずれも可)。・不要財産納付に伴い資本金を減少させる。・評価委員会からの意見聴取を経て設立団体の長の認可が必要
○重要財産の処分(第48条)・評価委員会からの意見聴取を経て設立団体の長の認可が必要	○重要財産の処分(第44条)・議会の議決、評価委員会からの意見聴取を経て設立団体の長の認可が必要

黒字:平成26年度の法改正前の制度

改 : 平成26年度の法改正対象となった規定 赤字: 法改正の内容 枠囲い : 特例規定 <u>下線</u>: 国と地方の主な相違点

独立行政法人(独立行政法人通則法) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法) 〇原則として企業会計原則による。(第37条) 〇原則として企業会計原則による。(第33条) 〇財務諸表等 〇財務諸表等 ・法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、公表する。評価委員会からの ・法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、公表する。評価委員会からの 意見聴取を経て主務大臣が承認する。(第38条) 意見聴取を経て設立団体の長が承認する。(第34条) ・法人は、財務諸表等について、監事・会計監査人の監査を受けなくては ・法人は、財務諸表等について、監事・会計監査人の監査を受けなくては ならない。(第39条) ならない。(第35条) 〇会計監査人は、主務大臣が選任する。(第40条) 〇会計監査人は、設立団体の長が選任する。 (第36条) 改)会計監査人の資格(第41条) 〇会計監査人の資格(第37条) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。 ・会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。 ・会計監査人になることができない者: ・会計監査人になることができない者: 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査できない者 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査できない者 《改正のポイント》 ●会計監査人になることができない者について、以下を追加 ・監査の対象となる法人の子法人若しくはその役員から監査法人の業務 以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者 ・監査法人でその社員の半数以上が前項に掲げる者であるもの 〇会計監査人の任期等 〇会計監査人の任期等 ・任期:その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表の承認時ま ・任期:その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表の承認時ま で (第42条) で (第38条) ・解任:職務上の義務違反・職務懈怠、非行、心身の故障による。 ・解任:職務上の義務違反・職務懈怠、非行、心身の故障による。 (第43条) (第39条)

黒字:平成26年度の法改正前の制度 (改):平成26年度の法改正対象となった規定 赤字:法改正の内容 | 枠囲い : 特例規定 | 下線:国と地方の主な相違点 **13**

独立行政法人(独立行政法人通則法) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法) 〇剰余金(第44条) 〇剰余金(第40条) ・毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使涂に充てることが可 ・毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使涂に充てることが可 能。(評価委員会からの意見聴取を経て主務大臣の承認が必要。) 能。(評価委員会からの意見聴取を経て設立団体の長の承認が必要。) ・中期目標期間終了後の積立金を、次の中期目標期間における業務の財源 (・中期目標期間終了後の積立金については、個別法で規定) に充てることができる。(評価委員会からの意見聴取を経て設立団体の 長の承認が必要。) 公営企業型の特例 ○設立団体の長の承認は不要(第84条) 〇借入金等(第45条) 〇借入金等(第41条) ・短期借入:中期計画の限度額の範囲内で可能。限度額を超えた借入や借 ・短期借入:中期計画の限度額の範囲内で可能。限度額を超えた借入や借 り換えについては、評価委員会からの意見聴取を経て主務大臣の認可が り換えについては、評価委員会からの意見聴取を経て設立団体の長の認 可が必要。 必要。 ・長期借入:個別法に別段の定めがある場合のみ可能。 長期借入:設立団体からのみ可能。 ・ 債券発行: 個別法に別段の定めがある場合のみ可能。 ・債券発行:発行することができない。 〇余裕金の運用(第47条) 〇余裕金の運用(第43条) ・余裕金の運用の対象を国債、地方債及び政府保証債のほか、総務省令で ・余裕金の運用の対象を国債、地方債及び政府保証債、その他主務大臣が

指定するものに限定。

る例がある。

※主務大臣の指定により、地方独法より幅広い有価証券を対象としてい

黒字:平成26年度の法改正前の制度 (み):平成26年度の法改正対象となった規定 赤字:法改正の内容 | 枠囲い :特例規定 <u>下線</u>:国と地方の主な相違点

定めるものに限定(株式会社商工組合中央金庫、信金中央金庫、長期信

用銀行又は農林中央金庫が発行する債券)。

独立行政法人(独立行政法人通則法)	地方独立行政法人(地方独立行政法人法)
<u>〇解散及び精算については、必要に応じて別に法律で定める</u>	○解散及び精算について規定。(第88条~第105条)
○合併については、必要に応じて個別法で定める	〇合併の手続について規定。(第106条~第120条)
〇報告・検査(第64条) 主務大臣は、法律を施行するために必要であると認めるときは、法人 に対し、業務・資産・債務の状況に関し報告させ、法人の事務所に立ち 入り、検査することができる。	·
改主務大臣による違法行為等の是正(第65条) ・主務大臣は、法人の違法行為に対し、是正命令	○設立団体の長、総務大臣、都道府県知事による違法行為等の是正(第122条) ・設立団体は、法人の違法行為に対し、是正命令 ・総務大臣・都道府県知事は、法人の違法行為に対し、設立団体の長に 対して是正命令要求(緊急の場合は直接法人に対して是正命令)
《改正のポイント》 主務大臣は、法人の違法行為、著しく不適正な業務運営等に対し、是 正・業務改善命令(行政執行法人に対しては必要な監督命令) (第32条、第35条の6、第35条の12)	

主務大臣/設立団体等の関与 ①

独立行政法人(独立行政法人通則法) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法) ぬ)主務大臣の一定の関与を受ける。 ○設立団体の長の一定の関与を受ける。 [主務大臣が行う事務] 〔設立団体又は設立団体の長が行う事務〕 ・法人の長、監事、会計監査人の任免 ・理事長、監事、会計監査人の任免 ・中期目標の作成、変更 ・中期目標の作成、変更 ・中期目標期間の終了時の検討 ・中期目標期間の終了時の検討 ・法人からの報告徴収、法人の検査 ・法人からの報告徴収、法人の検査 ・ 法人への是正措置命令 ・ 法人への是正措置命令 ・ 法人の設立、定款変更、合併、解散 (・法人の設立、個別法の改正、合併、解散については法律事項のため、 政府として法案を提出し、国会の議決を受けることが必要) 《改正のポイント》 法人の業績評価を、各省の評価委員会ではなく主務大臣が行うことと し、主務大臣の評価を独立行政法人評価制度委員会(総務省に設置)が チェックする。(詳細は資料5別紙) [設立団体の長の認可、承認事項] 〔主務大臣の認可、承認事項〕 ・業務方法書の作成 ・業務方法書の作成 ・中期計画の作成、変更 ・中期計画の作成、変更 ・財務諸表の作成 ・財務諸表の作成 ・剰余金等の使途 ・剰余金等の使涂 ・ 限度額を超えた短期借入、借換 ・ 限度額を超えた短期借入、借換 • 不要財産納付 • 不要財産納付 重要財産の処分 ・ 重要財産の処分

黒字:平成26年度の法改正前の制度 (改):平成26年度の法改正対象となった規定 赤字:法改正の内容 | 枠囲い | :特例規定 下線:国と地方の主な相違点

主務大臣/設立団体等の関与 ②

独立行政法人(独立行政法人通則法) 地方独立行政法人(地方独立行政法人法) ○国会の関与はほぼない。 ○設立団体の議会の一定の関与を受ける。 ・設立団体の長による定款・中期目標の作成・変更、合併、解散の際の議 ・国会の議決事項は、法人の設立・解散時等における、個別法等関連する 法律の制定、改正に限られる。 ・設立団体の長による以下の認可の際の議決 不要財産納付 重要財産の処分 料金の上限 公営企業型の特例 ・設立団体の長による中期計画の作成、変更の認可についても議会の議 決が必要 [その他] [その他] ・政府から特定独立行政法人の常勤職員数の年次報告を受ける ・設立団体の長から特定地方独立行政法人の常勤職員数の年次報告を受 (第60条) ける (第54条) 〇財務大臣との協議(第67条) ○財務大臣との協議に相当する制度はない。 ・主務大臣による中期目標の作成、変更の際の協議 ・主務大臣による以下の認可の際の協議 中期計画の作成、変更 限度額を超えた短期借入・借換 重要財産の処分 不要財産納付 ・主務大臣が剰余金の使途を承認する際の協議 ・主務大臣が余裕金の運用方法を指定する際の協議

黒字:平成26年度の法改正前の制度 (改):平成26年度の法改正対象となった規定 赤字:法改正の内容 | 枠囲い | :特例規定 <u>下線</u>:国と地方の主な相違点

評価委員会等の役割 ①

独立行政法人(独立行政法人通則法)

地方独立行政法人(地方独立行政法人法)

改)各主務省庁に置かれた評価委員会による評価等を受ける。(第12条)

[評価委員会の所掌事務]

- ①評価の実施
- ・各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評価、評 価結果の通知、改善勧告、公表
- ②目標等に関する意見
- ・中期目標の作成・変更の際の意見
- ・中期計画の作成・変更の認可の際の意見
- ・中期目標期間の終了時に所要の措置を講ずる際の意見
- ③その他主務大臣が処分等を行うに当たっての意見
- ・業務方法書の認可の際の意見
- 財務諸表の承認の際の意見
- ・剰余金の使途の承認等の際の意見
- ・限度額を超えた短期借入、借換の承認の際の意見
- 不要財産処分の認可の際の意見
- ・重要財産の処分の承認の際の意見
- ・役員の報酬等の支給基準に関する意見
- (・合併に関する規定は必要に応じて別に法律に定める)

改)政策評価・独立行政法人評価委員会(総務省に設置。以下「政独委」と 「いう。)が以下の意見等を述べることができる。(第32条、第34条、 第35条)

〔政独委の所掌事務〕

- ・評価委員会が行った事業年度・中期目標期間に係る評価結果に対する 意見
- ・中期目標期間終了時の見直しにおける主務大臣への勧告

○各設立団体に置かれた評価委員会による評価等を受ける。(第11条)

[評価委員会の所掌事務]

- ①評価の実施
- ・各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評価、評 価結果の通知、改善勧告、公表
- ②目標・評価等に関する意見
- ・中期目標の作成・変更の際の意見
- ・中期計画の作成・変更の認可の際の意見
- ・中期目標期間の終了時に所要の措置を講ずる際の意見
- ③その他設立団体の長が処分等を行うに当たっての意見
- 業務方法書の認可の際の意見
- 財務諸表の承認の際の意見
- ・剰余金の使途の承認等の際の意見
- ・限度額を超えた短期借入、借換の承認の際の意見
- ・不要財産処分の認可の際の意見
- ・重要財産の処分の承認の際の意見
- ・役員の報酬等の支給基準に関する意見
- 合併の際の意見

(地方独立行政法人制度においては、同一の地方公共団体内で二重の評価機 関を設ける意義がないので、政独委に相当する機関は存在しない)

黒字:平成26年度の法改正前の制度

: 平成26年度の法改正対象となった規定

赤字:法改正の内容

|枠囲い|:特例規定

下線:国と地方の主な相違点

評価委員会等の役割 ②

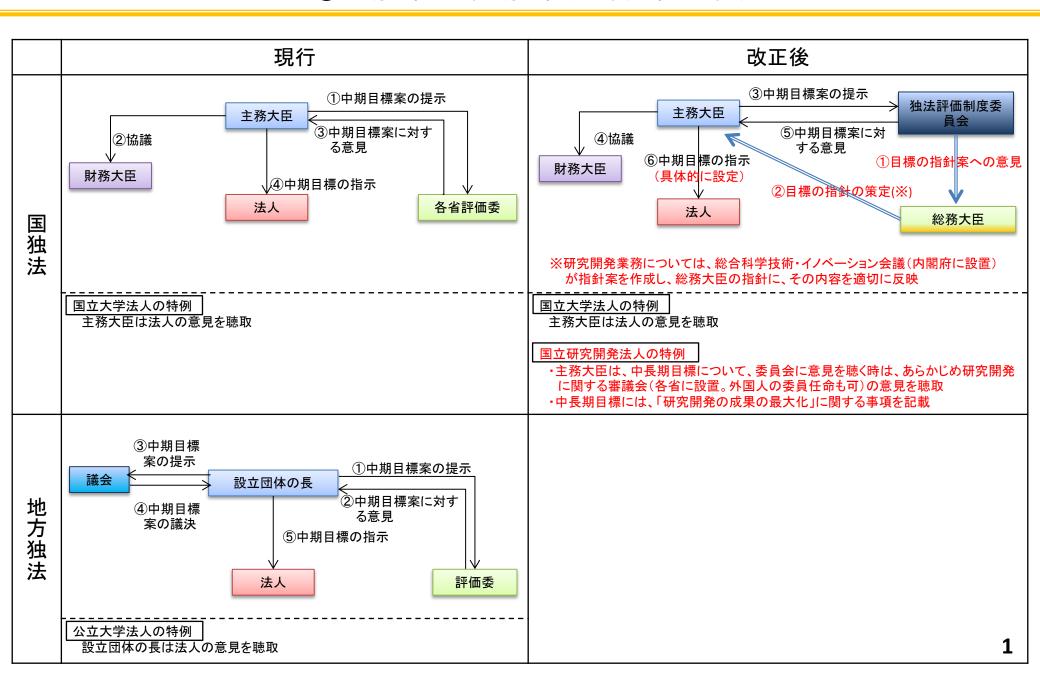
独立行政法人(独立行政法人通則法)	地方独立行政法人(地方独立行政法人法)
《改正のポイント》※詳細は資料5別紙 ●各事業年度及び中期目標期間における業務の実績についての評価等は、主務大臣が行う。 ●上記に伴い、各省に設置する評価委員会を廃止。従来評価委員会が行っていた評価を除く事務は廃止もしくは独立行政法人評価制度委員会が行う。 ●総務省に、政独委に代わって独立行政法人評価制度委員会を設置し、以下の事務を実施する。(第12条~第12条の2) ・総務大臣が策定する目標・評価の指針案に対する意見・目標等に関する意見(従来は評価委員会が実施) ※ただし、中期計画の認可の際の意見は廃止 ・中長期目標期間に係る評価結果に対する意見(従来は政独委が実施) ・中長期目標期間終了時の見直しにおける主務大臣への勧告(従来は政独委が実施)	

黒字:平成26年度の法改正前の制度 改:平成26年度の法改正対象となった規定 赤字:法改正の内容 <u>枠囲い</u>:特例規定 <u>下線</u>:国と地方の主な相違点

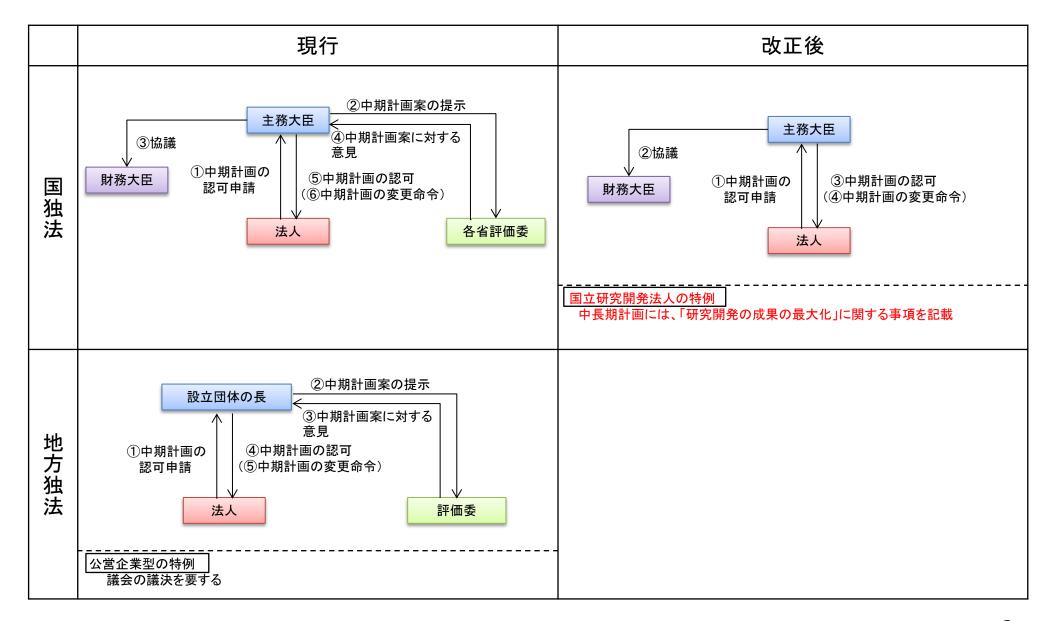
資料5別紙

目標・評価の手続

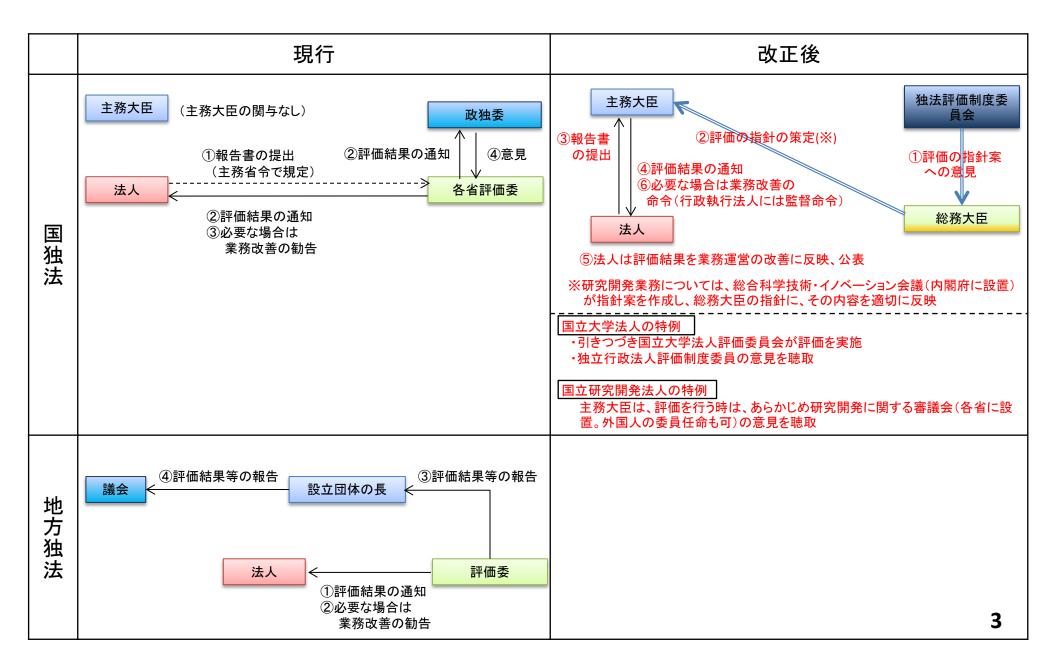
①中期目標(中長期目標、年度目標)の設定



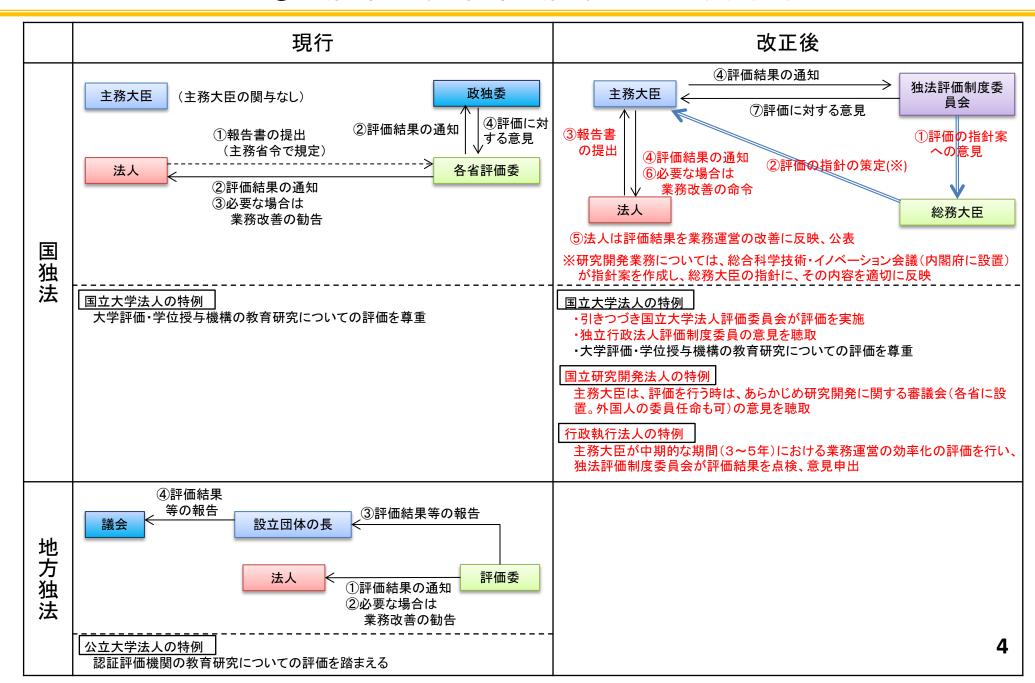
②中期計画(中長期計画、事業計画)の認可



③毎事業年度終了後の業績評価等



④中期目標(中長期目標)期間終了後の業績評価等



⑤中期目標期間終了後の検討

